

名古屋市市税条例及び名古屋市市税減免条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和 7 年 7 月 18 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市条例第50号

名古屋市市税条例及び名古屋市市税減免条例の一部を改正する条 例

(名古屋市市税条例の一部改正)

第 1 条 名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）の一部を次のよう
に改正する。

第13条第 2 項中「扶養控除額」の次に「、特定親族特別控除額」を加える。

第19条第 1 項第 1 号中「若しくは法第 314 条の 2 第 4 項」を「、同条第 4
項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親
族（同条第 1 項第12号に規定する特定親族をいう。第20条の 3 第 1 項におい
て同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係る
ものを除く。）」を加える。

第20条の 3 第 1 項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手
当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるもの
に限る。）」を加える。

(名古屋市市税減免条例の一部改正)

第2条 名古屋市市税減免条例（平成20年名古屋市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「マンション建替組合、マンション敷地売却組合」を「マンション再生組合、マンション等売却組合、マンション除却組合」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第2条の規定は、同年4月1日から施行する。

(個人の市民税に関する経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の名古屋市市税条例（以下「新条例」という。）第20条の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第20条の3第1項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した第1条の規定による改正前の名古屋市市税条例第20条の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。
- 3 新条例第13条第2項及び第19条第1項第1号の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 4 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第19条第1項第1号及び第20条の3第1項の規定の適用については、同号中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第20条の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは「特定親族特別控除額」と、同項中「特定親族」とあるのは「特定親族（法第314条の2第1項第12号に規定する特定親族をいう。）」とする。